

Title	ナチス・ドイツにおける住民の警察化：日独比較史の観点から
Sub Title	Verpolizeilichung der Bevölkerung im Nazionalsozialistischen Deutschland im Vergleich mit Japan
Author	矢野, 久(Yano, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2010
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.4 (2010. 1) ,p.693(59)- 717(83)
JaLC DOI	10.14991/001.20100101-0059
Abstract	<p>20世紀には世界戦争や民族虐殺のような破局的な暴力が噴出した。この暴力の噴出において広義の警察機構がこの暴力の最先端で機能していた。しかし現代社会においても監視と規律化が最重要な課題の一つとされ、テロル・暴力に対して国家の暴力独占は正当化されているようである。現代における国家の暴力は、歴史的にみると、</p> <p>ナチスの暴力実践とどのような位置関係にあるといえるのか。比較史の観点から、ナチス・ドイツの警察による住民支配のあり様を20世紀ドイツ史の中に位置づけて考察する。</p> <p>In the 20th century, catastrophic violence such as global wars and ethnic massacres erupted. In the eruption of this violence, police mechanisms, in a broad sense of the meaning, functioned at the cutting-edge of this violence.</p> <p>However, even in modern society, monitoring and discipline are considered among the most important themes as terrorism and violence seem to justify the state monopoly on violence.</p> <p>This study examines how the practice of violence under the Nazis is positioned vis-a-vis contemporary state violence when viewed historically from the viewpoint of comparative history, through the depiction of residents controlled by Nazi Germany police, an event that marked 20th century German history.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20100101-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20100101-0059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ナチス・ドイツにおける住民の警察化 一日独比較史の観点から—

Verpolizeilichung der Bevölkerung im Nazionalsozialistischen Deutschland im  
Vergleich mit Japan

矢野 久(Hisashi Yano)

20 世紀には世界戦争や民族虐殺のような破局的な暴力が噴出した。この暴力の噴出において広義の警察機構がこの暴力の最先端で機能していた。しかし現代社会においても監視と規律化が最重要な課題の一つとされ、テロル・暴力に対して国家の暴力独占は正当化されているようである。現代における国家の暴力は、歴史的にみると、ナチスの暴力実践とどのような位置関係にあるといえるのか。比較史の観点から、ナチス・ドイツの警察による住民支配のあり様を 20 世紀ドイツ史の中に位置づけて考察する。

Abstract

In the 20th century, catastrophic violence such as global wars and ethnic massacres erupted. In the eruption of this violence, police mechanisms, in a broad sense of the meaning, functioned at the cutting-edge of this violence. However, even in modern society, monitoring and discipline are considered among the most important themes as terrorism and violence seem to justify the state monopoly on violence. This study examines how the practice of violence under the Nazis is positioned vis-a-vis contemporary state violence when viewed historically from the viewpoint of comparative history, through the depiction of residents controlled by Nazi Germany police, an event that marked 20th century German history.

## ナチス・ドイツにおける住民の警察化 ——日独比較史の観点から——\*

矢野 久

### 要 旨

20 世紀には世界戦争や民族虐殺のような破局的な暴力が噴出した。この暴力の噴出において広義の警察機構がこの暴力の最先端で機能していた。しかし現代社会においても監視と規律化が重要な課題の一つとされ、テロル・暴力に対して国家の暴力独占は正当化されているようである。現代における国家の暴力は、歴史的にみると、ナチスの暴力実践とどのような位置関係にあるといえるのか。比較史の観点から、ナチス・ドイツの警察による住民支配のあり様を 20 世紀ドイツ史の中に位置づけて考察する。

### キーワード

警察, SS, ゲシュタポ, 特高警察, 憲兵, 近代国家, 暴力

### I はじめに

戦争・紛争・テロルが頻発している 21 世紀現在の世界を前にして、先進諸国では、国家と暴力性にかかわって一見新しい傾向がみられるように思われている。とくに 2001 年以降、テロルとアメリカ合衆国による国際的な軍事的行動は、国内的には警察による監視強化をもたらしている。高度な技術を駆使した監視社会への発展が、テロルに繋がる批判的勢力を抑止し、その社会的広がりを阻止しようという認識が確認できる。こうした認識とそこから策定される公的安寧を確保する政策の根底にあるのは、秩序に合わない者を監視する近代的な規律化措置を超えた「予防的」措置である。<sup>(1)</sup>フーコーが指摘したこの現象は社会関係の「警察化」であり、警察の「現代化」と特徴づけること

\* 本稿は 2009 年 3 月 27 日から 31 日まで神戸で開催されたオクスフォード・神戸ワークショップ〈Violence and Statehood in Europe and Japan〉での基調報告“Policing the People in comparative perspective”を大幅に拡大したものである。ドイツ警察史の研究史に関しては、矢野久「犯罪史——ドイツ史からの展望」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』（有斐閣、2002 年）、金田敏昌「ドイツにおける警察史研究の成果と課題」『三田学会雑誌』100 卷 2 号（2007 年 7 月）、また、ナチスまでのドイツ警察史に関しては矢野久「ドイツ近代 プロイセン警察からナチ警察へ——〈現代化〉の先取り？」大日方純夫・林田敏子編『近代ヨーロッパの探求 警察』（ミネルヴァ書房、2010 年刊行予定）参照。

ができる。しかし歴史的にみると、この警察の「現代化」は21世紀の新しい現象なのだろうか。本稿でナチス・ドイツを取り上げる理由は、この警察の「現代化」は一方でナチス・ドイツにおいて極端な形態で現象したが、しかし他方でその歴史的淵源はより長期の歴史に求められると考えるからである。その意味で本稿の第一の課題は、ナチス・ドイツにおける警察機構とその実態をドイツ史の中に位置づけつつ明らかにすることにある。

それを踏まえてナチス警察機構の特質を明らかにすることが、本稿の第二の課題となる。他の諸国との差異はどこに求められるのか。警察機構の解明から析出されるのは権力構造の特質であり、ナチス・ドイツの特殊性があるとすればどこに存在するのかを検討する。

しかし、なぜナチス・ドイツはユダヤ人虐殺にいたるほど暴力的になったのか、およそこの民族虐殺はナチス・ドイツの国家権力の強さを証明するのだろうか？ これはナチス・ドイツの特殊性から帰結できるのか。これらの問題を解明するには、他の諸国と比較することが重要となる。比較の材料を提供するのが日本の植民地支配と暴力である。

日本本国では、特高警察が共産主義運動の弾圧をはじめ強権的な抑圧を強化し、警察機構の中で比重を高めていったが、農村への特高警察の拡充は「人民の福利増進」への活動をも内包するものであった。それは、国民生活全般を警察の統制下におくことをめざして、「民衆の中へ」入り込む特高警察の活動をもたらし<sup>(2)</sup>た。1930年代半ば以降、特高警察は「社会それ自体の監視」へと統制を強化し、日常的活動を拡大していった。治安確保のために特高警察は取締と統制を強化しつつ、世論の喚起と民心の把握を实践せざるをえなかった。特高警察とならんで、軍事警察のみならず行政警察と司法警察の権限をも付与された憲兵制度が、治安の維持と監視の实践において要の機構であった。しかし朝鮮・台湾を除く日本本国では、憲兵の数は1万人を下回っていた。司法警察と行政(福祉)警察の両面でむしろ警察機構が人々の日常生活世界に存在していたのである。それだけではない。大政翼賛会、さらに隣保組織により、半民間と行政機構とが警察と一体化して人々の日常生活世界へ介入して<sup>(3)</sup>いた。こうして、日本人は政府の徹底的な労働力動員の措置を受け入れ、体制批判的な動きは広がりを見せず、日本本国での支配は相対的には安定していた。

---

(1) Michel Foucault: *In Verteidigung der Gesellschaft. Vorlesungen am Collège de France (1975-1976)*, Frankfurt a.M. 2001, S.282-311. 邦訳『社会は防衛しなければならない』石田英敬・小野正嗣訳(筑摩書房, 2007年), 239-262頁。

(2) 荻野富士夫『増補 特高警察体制史——社会運動抑圧取締の構造と実態』(せきた書房, 1988年), 207頁以下, 277頁以下, 285頁以下。

(3) 大日方純夫『天皇制警察と民衆』(日本評論社, 1987年), 同『警察の社会史』(岩波新書, 1993年), 同『近代日本の警察と地域社会』(筑摩書房, 2000年), 額額厚『憲兵政治——監視と恫喝の時代』(新日本出版社, 2008年)参照。荻野『特高警察体制史』, 311頁以下, 347頁以下, 355頁以下, 361頁以下, 370頁以下, 386頁以下。

朝鮮半島での植民地支配においても、日本は朝鮮人の日本人化（＝皇民化）政策を実施した。そこにおいても警察機構が地域にまで入り込んでいった。抗日運動を弾圧しつつ、その一方で、農村振興運動が朝鮮支配政策の中核的位置を占めるようになり、思想善導のために転向政策も本格化させた。行政機関の施策を補完する役割（「助長行政」）を朝鮮警察は果たしていた。警察の働きかけは個別村落や個別農家に下降し、駐在所単位の個別化・緻密化した活動に比重を移し、村落の生活・生産現場に立ち入って政策的な運動を推進するようになったのである。<sup>(4)</sup>総力戦期になると、警察人員は不足し、過重負担を強いられた朝鮮警察は、現実の対応策として朝鮮民衆から協力を得ようとした。具体的には「時局座談会」によって民衆を集めて総動員体制の構築を進めた。朝鮮総督府は警察の弾圧によって現実に対処しようとしたというよりはむしろ、同じ警察を媒介として、人々の生活の末端にまで入って人々の協力を獲得すべく政策を実践したのである。<sup>(5)</sup>

一方満州国では、関東軍は抗日闘争を武力弾圧すべく、治安維持会を媒介として、各地で、地方自治のための保甲制、そのもとに治安維持のための自衛団を結成し、統一化に困難を抱えていた警察機構を補充した。<sup>(6)</sup>日中戦争期には、地方行政の再編に伴い、保甲制に代わって街村制を導入して旧支配勢力の圧力を抑え、街村民による義務制自衛団の創設に取り組んだ。しかし、その間に満州国は日本の総力戦準備の一環に組み込まれ、すでに存在していた「協和会」も人々の統合政策を積極的に展開し、満州国政府の施策に対応して地方行政支配と一体化していった。とりわけ青少年の組織化と指導を実践し、義勇奉公隊を組織して民心を把握し国民の動員を図った。<sup>(7)</sup>

「五族協和」をイデオロギーとして、満州国を日本の総力戦準備の一環に組み込んだが、1940年代に入って、隣保組織編制において協和会が要となり、県行政ならびに農村での「興農合作社」との一体化の中で、協和会ならびに青年団・義勇奉公隊という協和会の国民動員諸組織は満州国の末端社会へ到達しようとし、治安維持を図ろうとした。<sup>(8)</sup>警察機構については、街や村にまで警察の派

---

(4) 松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察——1905～1945年』（校倉書房，2009年），501頁以下。宮田節子『『内鮮一体』の構造——日中戦下朝鮮支配政策についての一考察』『歴史学研究』503号（1982年4月），柳沢遊・岡部牧夫編『展望日本歴史20 帝国主義と植民地』（東京堂出版，2001年）所収参照。

(5) 松田『朝鮮植民地支配と警察』，601頁以下。

(6) 風間秀人「農村行政支配」浅田喬二・小林秀夫編『日本帝国主義の満州支配——一五年戦争期を中心に』（時潮社，1986年），261頁以下，荻野富士夫『外務省警察史——在留民保護取締と特高警察機能』（校倉書房，2005年），300頁以下。

(7) 風間「農村行政支配」，270頁以下，278頁以下。

(8) 風間「農村行政支配」，291頁以下，305頁以下。塚瀬進「1940年代における満州国統治の社会への浸透」『アジア経済』第39巻第7号（1998年7月），7頁以下，14頁以下。同『満洲国——「民族協和」の実像』（吉川弘文館，1998年）参照。平野健一郎「満州国協和会の政治的展開——複数民族国家における政治的安定と国家動員」『「近衛新体制」の研究』（日本政治学会編『年報政治学』（1972年度）），267頁以下。鈴木隆史「満州国協和会史試論（一）」『季刊現代史』第2号（1973年5月），同「満州国協和会史試論（一）」『季刊現代史』第5号（1974年12月），122頁以下。

出所を設置し、その一方で特殊警察隊を設けた。軍警一体の体制へ突き進んだのである。また、教育・文学・映画などで文化政策も実施し、文化面での統合政策を実施するだけの余裕をもっていた。「協和」イデオロギーの理想とはほど遠く、それゆえに軍警一体の体制を構築せざるをえず、末端社会の動員という目標は現実とはほど遠かったとはいえ、日本は国内での支配の「相対的」安定性を前提に朝鮮半島、満州国の「相対的」に安定した支配を実践したのである。

この日本とは異なり、ナチス・ドイツの場合、「予防的措置」の実施、社会関係の「警察化」はなぜ大量虐殺にいたるまで暴力的となったのか、国家の暴力機構・装置がなぜ暴力性を帯びたのか。この問題は国家の暴力の質を考察することの重要性を示唆している。それには、国家機構内部における権力集団間の横の関係のみならず、国家機構、とりわけ警察と人々との縦の関係、支配のあり方、支配の安定・不安定、強固・脆弱の問題として検討することが重要となる。それはナチス・ドイツの住民支配と密接な関係にあったと考えるからである。これが本稿の第三の問題意識である。

国家の暴力についてはすでにドイツの社会学者マックス・ヴェーバーが暴力独占＝国家の問題として、国家の社会学的考察において支配の類型を問題にした。ヴェーバーは、国家とは「一定の領域内部で、正当な物理的暴力性の独占を請求することのできる共同体」であるとして、物理的暴力への「権利」の唯一の源泉とみなした。そこからヴェーバーは「正当な暴力性の手段に依拠した人間の人間に対する『支配』関係」、とりわけこの支配の正当性の3類型の社会学的考察へ向かった<sup>(10)</sup>。しかしながら、本稿の課題にとっては、支配の類型の社会学的解明ではなく、支配の実態とそのあり方（＝質）との関係で国家の暴力独占を歴史学的に検討することが重要となる。本稿ではドイツ現代史の立場から、20世紀を振り返って、国家の暴力が果たした役割を考察する。ただしここでは国家間の対立に関連する軍隊ではなく、国内と占領地での権力行使としての国家の暴力＝警察を考察する<sup>(11)</sup>。警察を例にして、住民支配の実態とそのあり方（＝質）との関係において、国家の暴力独占の実態（＝質）を考察する。

---

(9) 風間「農村行政支配」、313頁以下、ルーズ・ヤング『総動員帝国——満州と戦時帝国主義の文化』加藤陽子訳（岩波書店、2001年）、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、2004年）、橋谷弘「植民地支配と戦争体制」大日方純夫・山田朗編『講座戦争と現代3 近代日本の戦争をどう見るか』（大月書店、2004年）、矢野久「日本の植民地労働者の強制労働——日独の比較社会史の観点から」『三田学会雑誌』100巻4号（2008年1月）。鈴木隆史「総力戦体制と植民地支配——『満州国』の場合」『日本史研究』111号（1970年4月）、浅田喬二「日本植民地史研究の現状と問題点」『歴史評論』300号（1975年4月）、以上柳沢・岡部編『展望日本歴史20 帝国主義と植民地』所収も参照。

(10) Max Weber: *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie*, 5. Studienausgabe, Tübingen 1972, S.822.

(11) 芝健介『武装親衛隊とジェノサイド』（有志舎、2008年）、157頁以下。

## II 19世紀から20世紀へ

公共の安寧と秩序の保護を担う警察<sup>(12)</sup>は、物理的暴力の独占を維持することに主眼をおいた。この警察概念は、18世紀末のプロイセン一般ラント法でのポリツァイ規定「公的な平穏、安寧、秩序の維持と公民ないし個々の成員に迫っている危険の防止のための必要な施設」からきているが、絶対主義的「夜警国家」のポリツァイ概念とは異なるものであった。歴史的にみると、〈善き統治＝ポリツァイ (Gute Policy)〉は人々の福祉、公共の福祉の保護にも関与していたのであり、危険の防止と秩序の維持を担う機構＝警察に狭隘化したのは19世紀を通じてのことである<sup>(13)</sup>。これは国家権力の近代化の過程を意味し、

- ① 国内暴力執行の非軍事化
- ② 社会の日常的秩序権力としての軍隊の無力化

という二つの過程として特徴づけられる。警察は一般的な行政機能を脱却し、武装化された秩序・支配確保の機能をもつことになった<sup>(14)</sup>。

しかしプロイセン（ドイツ）では19世紀中ごろにおいても、警察の課題を危険防止とそのための刑事訴追に制限することは限定的にしか貫徹されなかった。公的安寧と福祉（福祉事業と貧民救済）も警察の重要な課題とみなされ、地方自治体警察は建築警察と住宅監視、学校行政、営業など「福祉警察」の課題を保持し、依然としてポリツァイの性格を残していた<sup>(15)</sup>。プロイセンでは警察の権限は

---

(12) Franz-Ludwig Knemeyer: „Polizei“, in: *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, hrsg.v. Otto Brunner, Werner Conze und Reinhart Koselleck, Stuttgart 1978, Bd.4, S.875 ff., 890 ff. カール・クレツツェル『ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道』石川武監訳（創文社、1996年）、229頁。

(13) クレツツェル『ゲルマン法の虚像と実像』、230頁。松本尚子「ドイツ近世の国制と公法——帝国・ポリツァイ・法学」『法制史研究』第48号（1998年）、186頁以下、同「18世紀ドイツの同職組合における営業特権と裁判」『法制史研究』第53号（2003年）、114頁以下。Ralph Jessen: *Polizei im Industrieviertel. Modernisierung und Herrschaftspraxis im westfälischen Ruhrgebiet 1814–1914*, Göttingen 1991, S.23; Stefan Goch: “Das Projekt zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen”, in: *Städtische Gesellschaft und Polizei. Beiträge zur Sozialgeschichte der Polizei in Gelsenkirchen*, hrsg.v. Stefan Goch, Essen 2005, S.13.

(14) Jessen: *Polizei*, S.24; Heinz-Gerhard Haupt: “Staatliche Bürokratie und Arbeiterbewegung: Zum Einfluß der Polizei auf die Konstituierung von Arbeiterbewegung und Arbeiterklasse in Deutschland und Frankreich zwischen 1848 und 1880”, in: *Arbeiter und Bürger im 19. Jahrhundert. Varianten ihres Verhältnisses im europäischen Vergleich*, München 1986, S.219 ff.

(15) Jessen: *Polizei*, S.97 ff.; Goch: “Das Projekt zur Sozialgeschichte der Polizei”, S.19; ders.: “Strukturen der Polizei in Gelsenkirchen während des Kaiserreiches”, in: *Städtische Gesellschaft*, S.73.

国家と地方自治体間で分離されて、制度上、「王立国家警察」(Schutzmannschaft)、「地方自治体都市警察」,「国家郡部警察」(Gendarmerie)の三層構造から構成されていたが、内容的にみると、国家の治安警察, 1870年代以降警察機構の専門化によって生じた同じく国家の刑事警察(政治警察はここに含まれる), 福祉政策の課題をも担い社会的規律化を实践する地方自治体都市警察に分かれていた。<sup>(16)</sup>

しかし19世紀後半になると、とりわけ「市民層」が不安をもっていたのは社会の「無秩序」状態である。市民層や官僚の危惧は、労働者層の日常的な個人的暴力の増加, 市民層に対する街頭での攻撃, 居酒屋での喧嘩などであり、こうした市民層の不安はかなりいきわたっていた。19世紀後半期のルール工業地帯の暴力犯罪から浮き彫りになるのは、同時代人の不安が窃盗よりも労働者層の暴力的な攻撃にあったことである。<sup>(17)</sup> それゆえ、広義の秩序問題の解決が警察に課せられた重要な課題となり、警察の实践もそこにおかれた。警察に対してもった市民層の感情と態度は、秩序への市民層のもつ不安と警察への期待と関連していた。警察の活動は物理的暴力の独占を超えて、国家の国内的支配と結びついていたといえよう。<sup>(18)</sup>

しかし、警察は労働者層や社会下層の人々の生活世界に容易には入り込むことはできず、したがって彼らを犯罪視し、社会的規律化の対象とした。それに対する人々の生活世界を守る闘いの延長線上に労働運動・社会主義運動が生成し、この運動の側の政治的暴力とこれを取締る国家権力の暴力との対立が日常的世界で展開された。警察は人々の生活世界に対し「未知の世界」として不安をもって対峙しつつ、顕在化する運動に対抗した。社会の安定性、国家の支配の安定性はこの人々の生活世界との関係にあった。

こうした状況において、国家権力の側では、とりわけ刑事警察の領域で学問化が重要な課題として認識されるようになった。高犯罪率、とりわけ暴力犯罪と無秩序状態に対して「科学的」に対処する構想が誕生した。犯罪者を科学的に把握し、取締り対象を明確化することによって、秩序を維持する「予防的警察」という構想である。これはこれまでの物理的圧力をかける規律化権力とは異なる権力であり、フーコーいうところの人間種を生かす「生権力」である。これが生物学的危険の除去と人種の強化をめざすことによって、危険の可能性を排除し、死を容認する国家権力に転化する。<sup>(19)</sup> ドイツにおいてこの転換に学問的に重要な根拠を与えたのがイタリアの犯罪学者ロンブローゾであった。彼によれば、犯罪者は肉体的特徴をもち、遺伝的要因によって規定されていた。この考

(16) Goch: “Stukturen der Polizei in Gelsenkirchen”, S.76.

(17) Ralph Jessen: “Gewaltkriminalität im Ruhrgebiet zwischen bürgerlicher Panik und proletarischer Subkultur (1870–1914)”, in: *Kirmes-Kneipe-Kino. Arbeiterkultur im Ruhrgebiet zwischen Kommerz und Kontrolle (1850–1914)*, hrsg.v. Dagmar Kift, Paderborn 1992, S.226 ff.

(18) Alf Lüdtke: “Zurück zur ‘Policey’? Sicherheit und Ordnung in Polizeibegriff und Polizeipraxis vom 18. bis ins 21. Jahrhundert”, in: *Städtische Gesellschaft*, S.27 ff.

えに依拠して、乞食・非定住者・売春婦なども含め犯罪者を遺伝の問題として考察するようになった。こうして犯罪学と犯罪捜査学が発展し、世紀転換期前後から、刑事警察は写真や指紋による科学的・技術的方法を捜査において利用しはじめ、警察機構の専門化が進行した。遺伝と犯罪とが密接な関係にあり、犯罪行動には生物学的・遺伝的な基盤があるという認識に立脚して、犯罪を理解し、生物学的危険性を撲滅するためにとりわけ生物学が重要とされた。通常の治安警察とは異なるより高度の刑事警察において、当時の学問状況を踏まえた生物学的・遺伝学的な刑事政策的政策が展開されたのである。規律的権力と福祉行政の展開とならんで、種としての生命にかかわる「予防警察」<sup>(20)</sup>の政策が策定され実践されたということが重要である。

こうした警察機構の一部たる刑事警察における学問化と専門化が進んだとはいえ、日常生活世界での暴力、左翼と右翼の政治的暴力は20世紀になると一層大きな問題となった。暴力独占としての警察機構、具体的には刑事警察と治安警察、福祉警察の存在意義が問われたのである。そこには市民層の秩序渴望と警察への期待が含意されていたが、労働者層と社会下層が自分たちの生活世界を防衛するエネルギーも存在していた。

### III ヴァイマル期の警察

第一次世界大戦とその後の歴史においては、犯罪取締りの科学化はさらに進行し、その一方で労働者文化の暴力が解決されることなく、こうした事態にさらに革命の暴力、左翼とりわけ共産主義勢力の暴力がつけ加わった。この革命の暴力は国家権力に対抗するものであり、社会民主党中心の連立政権はこの共産主義の政治暴力を弾圧した。同時に政権は右翼の暴力にも晒されていた。

ナチスが政権を掌握する以前のヴァイマル期における警察実践の特徴を概観しておこう。第一次世界大戦後の革命、ヴァイマル共和制の成立、1920年のカップー揆、さらにルール闘争、連合諸国の対ドイツ軍部・警察要求を経て、1920年11月にプロイセンで、安寧と秩序の維持を任務とする治

---

(19) Foucault: *In Verteidigung der Gesellschaft*, S.302 ff. 邦訳, 253 頁以下。

(20) ピエール・ダルモン『医者と殺人者——ロンブローゾと生来性犯罪者伝説』鈴木秀治訳(新評論, 1992年), 矢野久「犯罪・刑罰」『社会史への途』参照。Detlev Peukert: *Volksgenossen und Gemeinschaftsfremde. Anpassung, Ausmerze und Aufbegehren unter dem Nationalsozialismus*, Köln 1982, S.263 ff. 邦訳『ナチス・ドイツ——ある近代の社会史』木村靖二・山本秀行訳(三元社, 1991年), 356 頁以下。Detlev J. K. Peukert: *Max Webers Diagnose der Moderne*, Göttingen 1989, S.106 ff. 邦訳『ウェーバー——近代への診断』雀部幸隆・小野清美訳(名古屋大学出版会, 1994年), 203 頁以下も参照。Evans: *Szenen*, S.17 f., 367; Goch: “Das Projekt zur Sozialgeschichte der Polizei”, S.19; Goch: “Stukturen der Polizei”, S.74; Albrecht Funk u.a.: *Verrechtlichung und Verdrängung. Die Bürokratie und ihre Klientel*, Opladen 1984, S.217 f.; Ulrich Herbert: *Best. Biographische Studien über Radikalismus, Weltanschauung und Vernunft 1903–1989*, Bonn 1996, S.170 ff.

安警察 (Schutzpolizei) が設置されることになった。<sup>(21)</sup> 社会民主党連立政権は、軍隊と警察機構の改革において、第二帝政の官憲国家の再生力と新右翼の危険性を過小評価しつつ、近代国家の権力手段を現実には獲得することができなかった。一方、独立社会民主党や共産党に象徴されるように、労働者層のかなりの部分が、左翼への弾圧とならんで軍部を復活させた新しい共和国から離反した。<sup>(22)</sup>

警察権限はラント (邦) におかれていた。安寧と秩序の維持を任務とする治安警察が創設され、<sup>(23)</sup> プロイセンでは

- ① 刑事警察
- ② バス・届出, 交通, 営業, 衛生・建築など日常的警察業務をおこなう行政警察
- ③ 宿営機動部隊をもつ治安警察

の三つの警察活動からなる機構が発足した。<sup>(24)</sup>

しかし 1928 年以降, 左右のラディカルな勢力たる共産党とナチスの突撃隊 (SA) が集会と街頭での政治闘争を展開し, 居住区での暴力的対立が激化した。32 年には大規模集会とデモの日常化に対して治安警察は過剰反応するようになり, 暴力的状況と化した。こうした状況において 32 年 7 月 20 日, プロイセンで「クーデタ」が起こり, プロイセン警察は再編された。<sup>(25)</sup> 数ヶ月の間にプロイセン警察における警察行政の社会民主党寄りトップクラスが追放されたこともあり, すでにナチスの政権掌握以前に警察機構は変化していた。<sup>(26)</sup> 住民の安寧と福祉のための警察の日常的任務も山積し, 過

---

(21) 第二帝政崩壊時, 革命時ならびにヴァイマル共和制期成立時の警察については, Peter Lessmann: *Die preußische Schutzpolizei in der Weimarer Republik. Streifendienst und Straßenkampf*, Düsseldorf 1989; Frank Jochims: “Auf dem Weg zu einer demokratischen Polizei. Gelsenkirchener Schutzpolizei 1918–1928”, in: *Städtische Gesellschaft*, Essen 2005; Daniel Schmidt: *Schützen und Dienen. Polizisten im Ruhrgebiet in Demokratie und Diktatur 1919–1939*, Essen 2008.

(22) Gerhard A. Ritter: *Staat, Arbeiterschaft und Arbeiterbewegung in Deutschland. Vom Vormärz bis zum Ende der Weimarer Republik*, Berlin/Bonn 1980, S.86 f.

(23) Lessmann: *Die preußische Schutzpolizei*, S.96 ff.; Friedrich Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat. Die Geschichte ihrer Organisation im Überblick*, Paderborn 1997, S.25.

(24) Lessmann: *Die preußische Schutzpolizei*, S.100 ff.; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.80, 100 ff.; Jochims: “Auf dem Weg zu einer demokratischen Polizei”, S.152; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.23 f.; Daniel Schmidt: “Die Bürgerkriegsarmee. Gelsenkirchener Schutzpolizei und politischer Extremismus 1928–1932”, in: *Städtische Gesellschaft*, S.214.

(25) Alfons Kenkmann: “Vom Ordnungshüter zum Ordnungspartner. Ein Streifzug durch die Polizei im 20. Jahrhundert”, in: *Städtische Gesellschaft*, S.40 f.; Schmidt: “Die Bürgerkriegsarmee”, S.219; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.234 ff., 239 ff., 242 ff., 246 ff., 254 ff.; Lessmann: *Die preußische Schutzpolizei*, S.262, 264 ff., 274, 284, 288, 334, 359, 364 f.; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.32.

(26) Lessmann: *Die preußische Schutzpolizei*, S.370 ff., 377 f.; Klaus-Michael Mallmann/Gerhard Paul: “Die Gestapo. Weltanschauungsexekutive mit gesellschaftlichem Rückhalt”, in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg. ‘Heimatfront’ und besetztes Europa*, hrsg.v. Gerhard Paul

大な要求にさらされた警察は、共産党に対しては弾圧を強化する形で警察実践を展開した。しかしその一方で、右翼政治勢力に対して国家権力はほぼ暴力独占を確保していた。しかし、動員された警察官では、共産党や SA などの街頭と集会場での対立、社会的な空間をめぐる暴力の実践は制圧することはできなかった。守勢に立たされた警察権力は SA の暴力行為には寛大に対処していた。<sup>(27)</sup>

ナチスの政権掌握以前の時期において重要な点は、警察権はライヒ（帝国）ではなくラントにあったということ、左右のラディカルな勢力たる共産党とナチスの SA による大規模集会とデモが日常化したということ、治安警察はこの左右のラディカルな勢力を掌握できなかったこと、この状況においてライヒは 1932 年 7 月 20 日にプロイセン「クーデタ」を起こし、プロイセン警察を再編したということである。

同時に、職業犯罪や常習犯罪などを遺伝によるものとする犯罪生物学的な考えは、ヴァイマル期に一層学問的に普及し、社会生物学的思想を社会的行為の基礎に高めた人種のパラダイムはすでにナチス期以前に存在していた。価値の高い者と価値の低い者への社会の二分化の思想が実践されなかったのは、こうした思想への批判と拒否がまだ存立しえたからである。<sup>(28)</sup>

#### IV ナチス期における警察

警察を核にしてナチスの住民支配の特質を明らかにするには、人々の抵抗あるいは統合、体制側の支配・抑圧技術と統合・操作手段に照準を当てること、具体的には秘密国家警察＝ゲシュタポ（Gestapo）暴力の現実の構造・過程・作用を分析することは重要である。<sup>(29)</sup>それにとどまらず、広義

---

/Klaus-Michael Mallmann, Darmstadt 2000, S.599; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.33 ff.

(27) Kenkmann: “Vom Ordnungshüter zum Ordnungspartner”, S.40; Schmidt: “Die Bürgerkriegsarmee”, S.230 f.; Lessmann: *Die preußische Schutzpolizei*, S.340, 348, 362; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S. 308 ff., 314; Richard Bessel: “Militarisierung und Modernisierung: Polizeiliches Handeln in der Weimarer Republik”, in: *›Sicherheit‹ und ›Wohlfahrt‹. Polizei, Gesellschaft und Herrschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, hrsg.v. Alf Lüdtke, Frankfurt a.M. 1992, S. 330, 334 ff., 341 ff.; Walter Struve: “Entstehung und Herrschaft des Nationalsozialismus in einer niedersächsischen Stadt”, in: *Terror, Herrschaft und Alltag im Nationalsozialismus. Probleme einer Sozialgeschichte des deutschen Faschismus*, hrsg.v. Brigitte Berlekamp/Werner Röhr, Münster 1995, S.86.

(28) Herbert: *Best*, S.172 f.

(29) Robert Gellately: “Gestapo und Terror. Perspektiven auf die Sozialgeschichte des nationalsozialistischen Herrschaftssystems”, in: *›Sicherheit‹ und ›Wohlfahrt‹*, S.372 ff.; Michael Schneider: “Arbeiter und Arbeiterbewegung 1933–1945. Überlegungen zur Sozialgeschichte des ‘Dritten Reiches’”, in: *Terror, Herrschaft und Alltag im Nationalsozialismus*, S.268, 272; Klaus-Michael Mallmann/Gerhard Paul: *Herrschaft und Alltag. Ein Industrieviertel im Dritten Reich*, Bonn 1991, S.168 ff., 173; Gerhard Paul/Klaus-Michael Mallmann: “Auf dem Wege

の警察と社会との関係こそがナチ支配を考察するには必要な作業となろう。後述するが、ナチスにおいては、危険の防止、秩序の維持と同時に人種的な「民族」の保護が警察実践の重要な課題であった。支配機構に従事する者と支配される人々の間に実は「多くの人々」が存在し、彼らは国家・警察機構の一員としてナチス支配に参画していた。<sup>(30)</sup>ゲシュタポと被支配者の意味での人々の間を媒介する機構、治安警察、その後の秩序警察（Ordnungspolizei）がナチスの権力機構の一環として存在し、ナチ支配の実践において重要な役割を果たした。これらの中間的機構に従事する人々をも射程に入れて考察すると、ナチ支配はどのように把握できるのであろうか。

政権掌握したナチスが警察領域で最初に実践したことは、ラントの専権事項であった警察をライヒ化し、政治警察を国家統制から解放することであった。<sup>(31)</sup>

ナチスは、ライヒ化に関しては、プロイセン治安警察への介入を警察指導者の粛清とやらんで治安警察の縮小と軍隊化という形で開始した。治安警察の宿営機動部隊は警察行政から自立する組織となり、治安警察は分裂して、一部は国防軍の一部となった。全体として治安警察は縮小した。しかし、決定的な変化は1936年に生じた。親衛隊（SS）によるドイツ警察の支配、党組織と国家機構の融合という事態である。それは内部に緊張を抱えた融合であった。<sup>(32)</sup>

1936年6月、ライヒ内務省にドイツ警察長官が創設され、SSライヒ指導者のハインリヒ・ヒムラーがこれに就任し、「保安警察」（Sicherheitspolizei）と「秩序警察」の二つの本局を新設した。前者の保安警察には、国家秘密警察兼SSライヒ指導者の秘密情報機関である保安部（Sicherheitsdienst = SD）トップのラインハルト・ハイドリヒが就任し、ゲシュタポと刑事警察を統合した。この融合は党組織のトップが同時に国家機構のトップを兼任することを意味した。<sup>(33)</sup>こうした党・国家機構のエ

---

zu einer Sozialgeschichte des Terrors. Eine Zwischenbilanz”, in: *Die Gestapo. Mythos und Realität*, hrsg.v. Gerhard Paul/Klaus-Michael Mallmann, Darmstadt 1995, S.6 ff., 10 ff.; Robert Gellately: “Allwissend und allgegenwärtig? Entstehung, Funktion und Wandel des Gestapo-Mythos”, in: *Die Gestapo. Mythos und Realität*, S.48 f.; ders.: *Hingeschaut und Weggesehen. Hitler und sein Volk*, Stuttgart/München 2002 (2001<sup>1</sup>) 邦訳『ヒトラーを支持したドイツ国民』根岸隆夫訳（みすず書房，2008年）。

(30) Lüdtke: “Zurück zur ‘Policey’?”, S.31.

(31) 芝健介「国家保安本部の成立」井上茂子他『1939——ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』（同文館，1989年），61頁以下。

(32) Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.37, 66 ff.; Daniel Schmidt: “‘Vom Prügelknaben eines verrotteten Systems zum ersten Instrument des Staates’ Die Eingliederung der Gelsenkirchener Schutzpolizei in den NS-Staat 1933–1938”, in: *Städtische Gesellschaft*, S.233, 250; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.371, 375; Lessmann: *Die preußische Schutzpolizei*, S.401 ff., 406 ff. 芝「国家保安本部の成立」，81頁以下。

(33) Schmidt: “‘Vom Prügelknaben’”, S.251 f.; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S. 60 ff., 75, 79; Michael Wildt: “Radikalisierung und Selbstradikalisierung 1939. Die Geburt des Reichssicherheitshauptamtes aus dem Geist des völkischen Massenmords”, in: *Die Gestapo*

リート集団が統合される一方で、後者の非政治的な秩序警察には都市の治安警察・自治体警察と農村の国家郡部警察の制服警察が統括された。この秩序警察には行政警察、営業・衛生・社会福祉などの福祉警察関係もおかれた。戦時の場合には秩序警察は保安警察に協力するものとされた。<sup>(34)</sup>

このSSによるドイツ警察の支配、党と国家機構の融合の歴史的意義は、国家の内務行政（＝内務省）から警察が解放されたということ、SSへの編入によって警察が「脱国家化」されたということ、ゲシュタポを含む政治警察と刑事警察を統合する保安警察が他の警察組織に対して優位を占めたということにある。その延長線上で、1937年に「上級SS・警察指導者」が創設され、ヒムラー配下の全SS・警察力の共同指揮を担当する可能性が与えられることとなった。<sup>(35)</sup>

保安警察の一翼を形成したゲシュタポは、ヒムラーの意図に基づいて中心的位置におかれた。ゲシュタポの組織内に、各県に政治警察の国家警察部が設置され、ベルリンのゲシュタポ中央（Gestapo）の指揮下に入り、政治警察はゲシュタポの権限下に入ることとなった。<sup>(36)</sup>これは、県知事が安寧と秩序の監視権限を喪失し、警察本部長の政治警察上の任務がゲシュタポに編入され、政治警察が内務行政の構造から解放（＝「脱国家化」）されたことを意味する。

ゲシュタポの主要な任務は、国家に対する犯罪、違反行為の追跡と防止、国家にとって脅威となる危険の根絶にあったが、共産主義者の撲滅はナチ体制の国内的支配の安定をもたらしたわけではなかった。刑事警察に対しても中央集権化とSSとの融合が実行され、また、SSのイニシアティブにより、刑事警察の対象範囲が拡大されもした。1937・38年以降ヒムラーは、新しい警察がナチ的秩序を創出・維持すべきとして、ゲシュタポの任務を「民族共同体の保護と促進」にもおくと主張し、非就労職業犯罪者、乞食・浮浪者・売春婦・飲酒癖・伝染病者・性病患者・労働嫌いを「非社会的分子」として予防拘禁の対象とし、刑事警察との予防的撲滅共同行動を開始した。この予防措置の導入は、学問的にはすでに19世紀末以降に成立していた犯罪生物学的・遺伝学的な認識によるものであるが、警察の活動が国内のナチ政敵からドイツ民族に危険となりうる分子の撲滅へと重点が推移したことを意味する。犯罪予防と強制収容所体制とが関連したことで警察は新たな次元に突入したのである。<sup>(37)</sup>

---

*im Zweiten Weltkrieg*, S.12; Herbert: *Best*, S.186 ff.; Gellately: *Hingeschaut*, S.63 ff. 邦訳, 48頁以下。芝「国家保安本部の成立」, 72頁以下。

(34) Schmidt: “Vom Prügelknaben”, S.252; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.84; Herbert: *Best*, S.169 f.

(35) Schmidt: “Vom Prügelknaben”, S.252; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.397; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.76 f., 106 ff.; Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.180; Wildt: “Radikalisierung”, S.11.

(36) Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.79; Schmidt: “Vom Prügelknaben”, S.255.

(37) Peukert: *Volksgenossen*, S.251 ff., 263 ff. 邦訳『ナチス・ドイツ』, 338頁以下, 356頁以下。Mallmann/Paul: “Die Gestapo”, S.603 f., 609; Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.281 ff.;

刑事警察は国内支配の脆弱性を非社会的分子などの逮捕、強制収容所への収容という社会的規律化によって解決しようとし、同時に非社会的と分類し強制収容所に収容すべき人々の対象を拡大していった。しかし、刑事警察もデータ収集とその処理に追われ、保健所・労働局・福祉局や党・ナチ福祉団の情報を必要とした。ゲシュタポと刑事警察による予防措置によって多くの者が予防拘禁・保安拘禁状態におかれ、戦争前夜には「国内戦線」は準備されていた<sup>(38)</sup>。しかし、これは国内支配の安定性を意味するものではなく、むしろ、国内支配に対するゲシュタポと刑事警察の危機感を表現しており、社会的規律の喪失に対する、犯罪生物学的な構想に依拠した刑事予防的な警察的対応のはじまりを意味した。

同時にライヒを越えて安寧と秩序を維持するための保安警察・保安部の「特別行動部隊」が創設された。すでに1938年にはこの前身の部隊、ゲシュタポ・刑事警察・SS保安部からなる部隊が創設され、戦争直前には、敵地の戦闘地域で戦う軍隊の背後でドイツに敵対的な分子の撲滅任務とする「特別行動部隊要綱」が作成された。ライヒ内では保安警察と保安部、ゲシュタポと刑事警察の間の競合は存続していたが、ライヒを越えて実践配置され、保安警察と保安部の現実的な統一が成就した<sup>(39)</sup>。

一方、ヴァイマル期にラントの権力手段として重要な位置を占めていた治安警察は弱体化し、もはや重要ではない組織となった。1933年7月以降、ヴァイマル末期に頻発していた街頭闘争や政治集会は弾圧によって減少し、政治的な内戦状況ではなくなった。警察の負担は軽減された。しかし、治安警察の人員は削減されて人員不足となった。その一方で、交通要所・住民登録・追放措置、衛生警察、営業警察も治安警察の重要な日常的業務でありつづけた。それでもナチ体制の初期には、治安警察の武器の携帯、軍隊を表象する緑の制服の着用、ハーケンクロイツの着装など、ナチ政権による象徴的な警察実践は警察官のナチスへの統合に寄与した。これは、ナチ党の象徴が国家のシンボルになったことを含意する<sup>(40)</sup>。

---

Gellately: “Allwissend und allgegenwärtig?”, S.55, 58 ff.; Patrick Wagner: *Volksgemeinschaft ohne Verbrecher. Konzeption und Praxis der Kriminalpolizei in der Weimarer Republik und des Nationalsozialismus*, Hamburg 1996, S.235 f., 254 f., 259 ff., 262 ff., 286, 404; Herbert: *Best*, S.175 ff.; Gellately: *Hingeschaut*, S.138 ff. 邦訳, 115 頁以下。

(38) Wagner: *Volksgemeinschaft ohne Verbrecher*, S.239 f., 287 ff., 290 ff., 300; Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.281 ff. 1938 年末, 12,921 人の予防拘禁, 3,231 人の計画的監視下におかれた。逮捕者の内, 68.8 % は非社会的分子, 31.2 % は職業・性犯罪者であり, 非社会的分子が拡大した。Wagner: *Volksgemeinschaft ohne Verbrecher*, S.297.

(39) Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.133 ff.; Herbert: *Best*, S.234 ff. 芝「国家保安本部の成立」, 90 頁以下。

(40) Bessel: “Die ›Modernisierung‹ der Polizei”, S.374 f., 378 f.; Schmidt: “Vom Prügelknaben”, S.251; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.372 ff., 378, 382 ff., 387, 391 ff., 396; Lessmann: *Die preußische Schutzpolizei*, S.414.

この治安警察は先述した1936年のSSと警察の統一化により、秩序警察に編入されることになった。しかし、制度的な混乱は消滅しなかった。住民約3万人当たり1人にしか相当しないゲシュタポにとっては、重要な情報源は治安警察官であり、治安警察はナチ支配にとって不可欠の存在であった。しかし、治安警察を含む秩序警察の人員は他の警察機関に配置転換され、後には占領地域に配置され、そのため本来の警察業務に従事する人員は減少した。秩序警察の恒常的な警察人員の欠乏は、拡大する警察業務と連動していたのである。<sup>(41)</sup>

秩序警察のナチ体制における機能はこれにとどまらない。ライヒ国境を越えて秩序警察を配置するために、1936年以降、制服警察の部隊が結成され、これを核に新しい「警察予備隊」が創設されることになった。この警察予備隊はオーストリア併合、ズデーテン進駐に投入された。39年以降、「予備・機動警察大隊」の主要部分をなし、第二次世界大戦勃発以前にすでに、秩序警察は占領軍の機構、敵対的権力の抑圧機関の重要な一部になっていたのである。<sup>(42)</sup>

## V 第二次世界大戦期

以上のドイツ警察機構とその実践は、第二次世界大戦期にはどのように変化したのか。第二次世界大戦期における国家と暴力の関連性をナチスの警察機構を通して検討することが本章の課題である。ドイツ国内（ライヒ）と占領地域に分けて考察する。

### 【ライヒ】

戦時期のナチ警察機構を鳥瞰すると、短期間に大きく変化したことが確認できる。第二次世界大戦が勃発すると、ハイドリヒは国家警察本部長に対し、ドイツ民族の団結を破壊する者を抑圧・逮捕するよう指示し、共産主義的活動などを実行した者を「特異扱い」として強制収容所へ移送する「国家の内政保全要綱」を布告した（1939年9月7日）。<sup>(43)</sup>一方、警察機構の組織上の再編は同9月末、「ライヒ保安本部」（Reichssicherheitshauptamt）の創設によってはじまった。国家機構の保安警察と党組織の保安部とがハイドリヒの下に統合され、国家省庁の機構と党組織のSS本部の二重装置をもつ権力機構が成立することになったのである。<sup>(44)</sup>

(41) Schmidt: *Schützen und Diener*, S.408 ff., 416 f.; Schmidt: “Vom Prügelknaben”, S.256, 259; Kenkmann: “Vom Ordnungshüter zum Ordnungspartner”, S.52; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.94.

(42) Schmidt: “Vom Prügelknaben”, S.257 f.; Schmidt: *Schützen und Diener*, S.427 ff., 431 ff.; Martin Hölzl: “Buer und Belzec. Die Polizeibataillon 65 und 316 und der Mord an den Juden während des Zweiten Weltkrieges”, in: *Städtische Gesellschaft*, S.263.

(43) Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.116 f. 芝「国家保安本部の成立」, 88頁以下。

(44) Lessmann: *Die preußische Schutzpolizei*, S.400; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.46, 118; Gerhard Paul: “‘Kämpfende Verwaltung’. Das Amt IV des Reichssicherheitshauptamtes als Führungsinstanz der Gestapo”, in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg*, S.42 f. 芝「国家保

しかし、この SS・警察機構と国家行政の二重性は 1942 年 2 月に廃止された。保安警察と秩序警察の指揮官は、ヒムラーに服す SS・警察指導者の権限下におかれ、SS・警察機構が国家行政を吸収することになったのである。43 年 9 月、ヒムラーは民族秩序の警察上の保全に関する権限をすべて国家行政機構から保安警察と秩序警察に移譲し、同時に秩序警察の権限を限定的なものとした。<sup>(45)</sup>これは、後述するように、まずは東部占領地域、後にポーランド総督府における国家行政と SS・警察機構との関係の逆転がライヒに持ち込まれたことを意味する。

この基本構造の変化がナチス・ドイツの警察組織の全能化をもたらしたかどうかは、個々の警察組織の内実を考察することによって明らかとなる。ゲシュタポはライヒ保安本部の内で最も重要な第 IV 局におかれた。第 IV 局は、主としてゲシュタポ、占領地域での特別行動部隊、強制収容所、ユダヤ人課からなる。しかし、執行権も付与された第 IV 局の人員は 1940 年に約 1,560 人、42 年に約 1,600 人であり、そのうち 3 分の 1 が本部で仕事に従事していたにすぎない。ライヒ保安本部全体では 42 年に約 3,400 人いたが、人員は不足していた。<sup>(46)</sup>

特にゲシュタポの人員は、特別行動部隊、保安警察、さらに新しい国家警察の部署に配置された。戦争開始以前にすでにゲシュタポ人員不足のみならず人員の質が問題となっていたライヒでは、ゲシュタポのネットワークは一層希薄となった。<sup>(47)</sup>しかも他部署の保安警察上の任務に派遣されたゲシュタポ人員は特に年配の経験のある職員であり、ゲシュタポ全体の 30 % を占めていた。代わりに、イデオロギー的にもナチスを信仰していた若い SS 隊員が採用されたが、彼らは秘密警察の専門教育を受けてはいなかった。換言すれば、ゲシュタポの「政治化」・「イデオロギー化」と「脱専門職化」が同時進行したということが明らかとなる。<sup>(48)</sup>

ゲシュタポの人的、組織的、技術的キャパシティの限界、その一方でゲシュタポの任務の拡大。これが第二次世界大戦期のライヒにおけるゲシュタポを特徴づけていた。このアンバランスに直面して、ゲシュタポは威嚇的な性格をもつ懲戒的な処罰行動、みせしめ的なテロルと脅威による予防的

---

安本部の成立」, 86 頁以下, 永岑三千輝『独ソ戦とホロコースト』(日本経済評論社, 2001 年), 16 頁以下。

(45) Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.170 f., 180 f.

(46) Paul: “Kämpfende Verwaltung”, S.47, 56 ff., 60 ff.; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.120.

(47) Elisabeth Kohlhaas: “Die Mitarbeiter der regionalen Staatspolizeistellen. Quantitative und qualitative Befunde zur Personalausstattung der Gestapo”, in: *Die Gestapo. Mythos und Realität*, S.224 ff.; Paul: “Kämpfende Verwaltung”, S.67 f.; Mallmann/Paul: “Die Gestapo”, S.620 ff.; Herbert: *Best*, S.191 ff.

(48) Kohlhaas: “Die Mitarbeiter der regionalen Staatspolizeistellen”, S.229, 232 ff.; Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.203, 205 ff., 209, 212 f.; Mallmann/Paul: “Die Gestapo”, S.620.

行動を実行した。その背後には、国家の安全が危ういという不安、その危うさは国家の安全のための機構が不十分であるという危機感があった。<sup>(49)</sup>これは、ゲシュタポがナチ支配の脆弱性を威嚇テロルによって相殺しようとしたことを意味する。ナチ支配の安定性を示してはいなかったのである。

ゲシュタポは、1940年3月のライヒにいるポーランド人、42年2月のライヒにいるソ連民間人（「東方労働者」）へと外国人労働者の社会的規律化をめざして、司法を通さずして独自の権限で民族差別的な予防措置を講じ、「特異扱い」としてその抑圧対象を螺旋的に拡大していった。<sup>(50)</sup>しかし、ドイツ人の外国人労働者に対する態度は、職場での自らの経験から、外国人労働者を自分たちなりに評価・判断するようになり、42年以降はドイツ人労働者の対外国人労働者観は必ずしも民族差別的なものではなくなっていた。<sup>(51)</sup>

ゲシュタポはドイツ人労働者の認識の変化を感じとり、一層強圧的な措置を講じた。ゲシュタポは「国家保全の維持」のために外国人労働者、とくに東方労働者とソ連人戦時捕虜の「規律違反行為の撲滅」にやっきになり、即「特異扱い」を実行するようになった。1943年にはゲシュタポは絞首刑を、しかも外国人に対しては「威嚇を理由に現場の近くで」執行できるようになった。またゲシュタポは各部署レベルでポーランド人とソ連人を強制収容所へ収容できた。<sup>(52)</sup>

このように、ゲシュタポは共産主義者などの「国家の敵」の延長線上に、犯罪者など非社会的分子、外国人、ユダヤ人を位置づけ、彼らの排除による「他者のいない衝突のない社会」をもくろんだ。しかしゲシュタポは、これを自力では実践できなかった。国家警察的に安全な空間を地理的に拡大し、伝統的に警察化を困難にさせていた社会層の生活世界に、もっぱら暴力をもって対峙しようとしたのである。<sup>(53)</sup>

ゲシュタポは一方でスパイによる報告、他方では住民からの密告という形で下に向かった。スパ

---

(49) Paul: “Kämpfende Verwaltung”, S.62, 75; Mallmann/Paul: “Die Gestapo”, S.622 ff.; Andreas Heusler: “Prävention durch Terror. Die Gestapo und die Kontrolle der ausländischen Zwangsarbeiter am Beispiel Münchens”, in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg*, S.225.

(50) Paul: “Kämpfende Verwaltung”, S.77; Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.247 ff., 256 ff.; Gerhard Wysocki: “Lizenz zum Töten. Die ‘Sonderbehandlungs’-Praxis der Stapo-Stelle Braunschweig”, in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg*, S.237 ff.; Wagner: *Volksgemeinschaft ohne Verbrecher*, S.336 ff., 343.

(51) *Meldungen aus dem Reich 1938–1945. Die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SS*, hrsg. und eingeleitet von Heinz Boverach, 17 Bde., Herrsching 1984. 矢野久「第二次世界大戦下ドイツ民衆の外国人労働者像」『三田学会雑誌』83巻3号（1990年10月）、同『ナチス・ドイツの外国人』第7章参照。

(52) Andreas Heusler: “Prävention durch Terror. Die Gestapo und die Kontrolle der ausländischen Zwangsarbeiter am Beispiel Münchens”, in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg*, S.226 ff.; Wysocki: “Lizenz zum Töten”, S.243 ff.; Paul: “Kämpfende Verwaltung”, S.80; Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.264 ff.; Mallmann/Paul: “Die Gestapo”, S.614.

(53) Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.267 f.; Mallmann/Paul: “Die Gestapo”, S.625.

イや情報部員、密告者や情報提供者はとりわけ外国人の国家警察的監視と規律化の重要な担い手であった。しかしこれは、ナチ支配が不安定であったことを示している。総じて厳格な監視・統制という表現は現実とはかけ離れていた。現存の職員ではゲシュタポは任務を遂行できず、構造的に、治安警察や労働局などの行政当局、ナチ党などの諸組織に依拠し、経営・居酒屋・プロレタリア居住区など「下から」の密告に依存せざるをえなかった。<sup>(54)</sup>しかしこの「下から」のイニシティヴを過大評価することはできない。ナチ国家指導部はまさにこの「下から」の視線の背後にある世界を体制批判的なものと認識し、それゆえに監視と規律化の暴力的措置を講じたからである。<sup>(55)</sup>

ナチ体制の支配の強固さないしは脆弱性の程度を明らかにするには、ゲシュタポと人々・社会との間の中間的紐帯がいかなる役割を果たしたのかが重要となる。ここでは「労働意欲のない」労働者を短期に逮捕拘留するために地域ゲシュタポが各地に設立した「労働矯正収容所」(Arbeitserziehungslager)を検討しておきたい。

労働矯正収容所はすでに1940年7月以降、地域ゲシュタポに設立された。労働矯正収容所には、平均して20人に1人の外国人強制労働者が収容された。企業・自治体・労働局なども参画しており、被収容者の宿営場所を提供し、その見返りに彼らを労働させた。当初の拘留期間は3週間であったが、6週間に延期された。41年5月のヒムラー布告により、この労働矯正収容所の設置権限はゲシュタポに移譲され、最大56日間収容できるようになった。労働時間は最低10時間、最大12時間とされ、労働・生活諸条件は劣悪であった。労働矯正収容所で適用された方法は強制収容所とほとんど同様で、「労働矯正」は短期の残忍な労働テロルを意味した。労働矯正収容所は強制収容所とは独立して、保安警察の抑圧機構として、下からナチスのテロル体制を支えるものであった。しかも労働矯正収容所への引渡しは企業や労働局などの協力に依存しており、私企業と文民行政がナチ体制の強制的な社会的規律化に統合されていた。しかし、この規律化の効果は期待されるほどのものではなかった。<sup>(56)</sup>

---

(54) Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.218, 223 ff., 226 ff., 230 ff., 240 ff., 244 ff.; Mallmann/Paul: “Die Gestapo”, S.620 f., 630 ff.; Heusler: “Prävention durch Terror”, S.232 ff.; Kohlhaas: “Die Mitarbeiter der regionalen Staatspolizeistellen”, S.235; Gellately: *Hingeschaut*.

(55) 矢野久「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員」(上)(下)『三田学会雑誌』83巻1号(1990年4月), 4号(1991年1月), 同「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換」(上)(下)『三田学会雑誌』84巻3号(1991年10月), 4号(1992年1月), 『ナチス・ドイツの外国人』46頁以下, 第6章参照。

(56) 矢野久「ナチス戦時経済と強制労働」『社会経済史学』第60巻第1号(1994年5月), 同『ナチス・ドイツの外国人』, 190頁以下参照。Peukert: *Volksgenossen*, S.253 ff. 『ナチス・ドイツ』, 341頁以下。Wolfgang Franz Werner: “Bleib übrig!” *Deutsche Arbeiter in der nationalsozialistischen Kriegswirtschaft*, Düsseldorf 1983; Gabriele Lotfi: “Stätten des Terrors. Die ‘Arbeitserziehungslager’ der Gestapo”, in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg*, S.255 ff., 260,

その結果は、抑圧の程度を一層強化することであった。戦争の最後の2年間にはゲシュタポ部署は労働矯正収容所をより頻繁に処刑（絞首刑）場所として利用した。犠牲者はほとんどがポーランド人とソ連の民間人ないしは戦時捕虜であった。1943年半ば以降、毎月少なくとも45,000人の外国民間人がドイツの職場から逃亡し、それに対し警察当局は人間狩りで「戦争捜査」を実行し、毎月35,000人以上の外国人を再逮捕していた。こうした抑圧の強化に対応して、ゲシュタポの委託で、企業や地方自治体は、企業ないし自治体の仮収容所ないし矯正収容所を創設しはじめた。ゲシュタポ部署ではなく、ゲシュタポ下の各警察署の権限下におかれ、工場防衛班長ないし国家郡部警察、消防団、防空警察の署員が労働矯正収容所を管理した。このように労働矯正収容所は地域でのゲシュタポの包括的な迫害手段に転化し、労働現場での脅威を強めるものであった。労働矯正収容所への収容は、いかに国家警察の制裁が自立したかを示すと同時に、地域の機関が独自のイニシアティブをもってナチ体制の抑圧制度に組み込まれていたことをも示している。<sup>(57)</sup>

外国人労働者を効果的に規律化できず、一層抑圧的となったのは、ドイツ人に対する規律化がナチ支配の不安定性を示していたからである。ナチ体制への不同意はドイツ人労働者層だけではなく、市民層の若者にまで波及していた。警察と青少年保護組織は人員不足のため余計に「統制の欠陥」を恐れたのである。<sup>(58)</sup>

警察の実践が危機的であったことは刑事警察にも確認できる。「東方」での特別行動部隊への増員を要求され、刑事警察の人員不足が一層強まった。刑事警察の負担は増加し、1943年以降、警察の行政管理は困難な危機に直面していた。40年から43年に重窃盗が53.3%も増加したが、それは住民の社会的拒否を意味していた。連合軍の空襲によって都市は破壊され、暴力と飢餓にさらされた外国人労働者はそこから脱出しようとするれば犯罪とされた。生活領域の規制は新しい犯罪領域を生み出し、社会的には適合していたドイツ人でさえ生きるためにこうした行為を行い、犯罪とされた。こうした社会的統合とはまったく逆の状況に対し、刑事警察署は、43年には地方の警察行政の同意なく容疑者を逮捕できるようになった。強制収容所へ収容する試みも数的には42年、43年に頂点に達した。これは、社会統制の喪失に対する刑事警察の反応の現れであった。刑事警察は軽微な違法行為を非社会的ないし職業的犯罪とみなすことで犯罪予防を実践したのである。刑事警察の「予

---

263 ff., 266 ff.; Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.315 f.; Heusler: “Prävention durch Terror”, S.229 ff.

(57) Lotfi: “Stätten des Terrors”, S.266 ff.

(58) Ulrich Herbert: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des „Ausländer-Einsatzes“ in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Berlin/Bonn 1985, S.288 ff., 327 ff.336 ff.; Struve: “Entstehung und Herrschaft des Nationalsozialismus”, S.101; Alfons Kenkmann: “Störfaktor an der ‘Heimatfront’. Jugendliche Nonkonformität und die Gestapo”, in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg*, S.184 ff., 190 ff.

防拘束」が「犯罪撲滅」の中心的手段として重要な役割を果たした。<sup>(59)</sup>

1942年半ばから43年の社会的規律化のラディカル化は、ナチ体制に対する国内的な批判が体制批判の性格をもってきたからである。ナチ支配の脆弱性を覆い隠すために、強制収容所への強制的な収容という眼に見える形で実践せざるをえなかった。ゲシュタポにおいて確認された規律手段の脆弱性が刑事警察においても確認できる。

ナチス・ドイツのSS・警察機構のもう一つの柱であり、保安警察と比較すると明らかに従属した位置におかれた秩序警察は、いかなる機能を果たしたのだろうか。戦時期になって人員が不足したゲシュタポは秩序警察所属の治安警察による補助をも必要とした。ライヒでのソ連戦時捕虜や外国人民間人の労働配置によって不安と危機が高まって、ゲシュタポは下部組織へとその権限を委譲し、現場の治安警察に行動の余地と裁量を付与した。治安警察は監視や労働忌避者逮捕などの任務に駆り出された。それだけではなく、労働矯正収容所では歩哨（監視）人員の大部分を形成し、ユダヤ人追跡と強制移送においても重要な役割を果たした。治安警察人員は一層不足し、補助警察が組織化され、それだけ一層多くの住民が、外国人労働者や戦時捕虜の逃亡捜査や監視などに動員されることになった。こうした他者の存在がドイツ人住民の危機意識を高め、通常の警察の位置をより一層高めることになったのである。<sup>(60)</sup>

#### 【占領地域】

しかし、ライヒ内での支配に問題を抱えたままで外へ侵略し、占領によって支配領域を空間的に拡大することは、支配の安定強化をもたらさなかった。ドイツの支配領域の拡大は逆に、「敵対者」・「敵」・「保安のリスク」と定義される敵対集団の増加を意味したからである。それゆえゲシュタポは効率的な方向、したがって結局は大量殺害へとその活動を展開していかざるをえなかった。<sup>(61)</sup>

占領地域でのナチス・ドイツの支配の特質を、多様な警察機構の実践を詳らかにすることで明らかにしたい。

ポーランド総督府においては、総督ハンス・フランクではなくヒムラーの総代理人たる「東部上級SS・警察指導者」が保安警察・保安部司令官に対する権限をもった。1942年以降、保安警察・保安部司令官は、その支配下にある地域の政治的安定化に責任をもちSS・警察機構の規律化手段を保持し、政策を実行もした。こうして、東部上級SS・警察指導者は保安警察・保安部司令官を支配下におき、総督府全体の安寧と秩序に権限をもった。保安警察・保安部司令官の下に保安警察・保安

---

(59) Wagner: *Volksgemeinschaft ohne Verbrecher*, S.308 ff., 394 f.; Patrick Wagner: “Kriminalpolizei und ›innere Sicherheit‹ in Bremen und Norddeutschland zwischen 1942 und 1949”, in: *Norddeutschland im Nationalsozialismus*, hrsg.v. Frank Bajohr, Hamburg 1993, S.241 f.

(60) Mallmann/Paul: *Herrschaft und Alltag*, S.287 ff.; Mallmann/Paul: “Die Gestapo”, S.626 f.

(61) Paul: “Kämpfende Verwaltung”, S.68.

部の部署がおかれ、全体として総督府に5,000人のドイツ人保安警察・保安部人員が配置されたが、人員不足のためテロル・殺害・強制移送を実行した。東部上級SS・警察指導者オディーロ・グロボツニクは民族的措置の実践を委託され、ラインハルト作戦、絶滅収容所へのユダヤ人強制移送を実行したばかりか、「ゲルマン化」を目的に大規模植民作戦を指導した。しかしこれにより、支配が安定化したわけではなかった。逆に総督府のナチ指導部にも自分たちの生命がポーランド人の抵抗で危うくなっていることが明確となった。43年にはウクライナ人がドイツ占領者への闘争を開始し、バルチザンは総督府に入り、ガリツィアでの治安機構を無力化するまでに強くなった。保安警察とSSのバルチザン撲滅行動は失敗に帰したといえよう。43年6月、総督府はバルチザン闘争の地域に指定され、ゲリラ戦の様相を呈する事態にいたった。<sup>(62)</sup>

東部占領地域においても同様に上級SS・警察指導者が配置され、1941年7月には執行権力はヒムラーの総代理人たる上級SS・警察指導者を通してSSと警察におかれることとなった。<sup>(63)</sup>

1941年9月には保安警察・保安部長兼ライヒ保安本部長ハイドリヒは、「警察上の保全」に代わって「内政上の保全」のために内政上の権限を要求した。この「内政上の保全」は、政治的敵対者ばかりではなく、政治上・世界観上の保全、つまり「人種的」ないし「政治的に望ましくない」人物ないしは集団の殺害も含まれていた。11月には、新規東部占領地域での警察機関の権限について、上級SS・警察指導者とSS・警察指導者が実質的な「政治的行政」の指導者とみなされた。<sup>(64)</sup>

戦闘地域での特別行動部隊<sup>(65)</sup>については、作戦地域でSSは自らの責任において行動し、保安警察上の任務は特別行動部隊配下の特別行動隊の権限とされた。ライヒ保安本部の要綱に基づき、危険とされたロシア人とすべてのユダヤ人は選別して射殺が可能とされた。しかし、東部占領地域に派遣された保安警察と保安部の人員は1943年4月においても3,185人にしかすぎず、絶対的に人員は不足していた。東部占領地域において警察的秩序を生み出すには、あまりに脆弱であったのである。一方、文民行政の地域コミサールには執行権が欠如し、十分な強制手段をもたず人員も不足していた。<sup>(66)</sup>

---

(62) Michael Foedrowitz: “Auf der Suche nach einer besatzungspolitischen Konzeption. Der Befehlshaber der Sicherheitspolizei und des SD im Generalgouvernement”, in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg*, S.341 ff., 355 ff. 永岑『独ソ戦』, 301頁以下。

(63) Dieter Majer: “Führerunmittelbare Sondergewalten in den besetzten Ostgebieten”, in: *Verwaltung contra Menschenführung im Staat Hitlers. Studien zum politisch—administrativen System*, hrsg.v. Dieter Rebenisch und Karl Teppe, Göttingen 1986, S.374 ff., 380 f.; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.154.

(64) Majer: “Führerunmittelbare Sondergewalten”, S.382 f., 386, 389; Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.155.

(65) 永岑『独ソ戦』, 81頁以下。

(66) Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.137 ff.; Klaus-Michael Mallmann: “Aufgeräumt

人員の不足する保安警察・保安部、執行権をもたず人員の不足する文民行政。この問題をいかに克服するかにナチ占領支配は依存していた。警察と SS の権力を行使できたヒムラー配下の上級 SS・警察指導者は、「秩序警察司令官」を警察投入の兵站上の新機構として創設したが、これは、国家郡部警察・治安警察のみならず、消防団・技術的緊急援助隊・防空団の動員にも権限をもち、地域を超えた警察力を組織できた。<sup>(67)</sup> 秩序警察を通して、SS・警察指導者が占領地域において警察上の実践で重要な人員的基盤を確保できたことを意味する。

その最も重要な部隊が「機動警察大隊」であった。戦争が始まると、秩序警察の司令官によって地域ごとに 500 人規模の機動警察大隊が結成された。対ソ戦開始以降、東部占領地域では、秩序警察は保安警察・保安部の委託で活動した。秩序警察は人数の点ではるかに多かっただけではない。現地人からなる補助警察を配下においていたため、占領地域を持続的かつ広範囲に統制することができた。たとえばオストラント・ライヒ全権委員府には 1941 年末 3,500 人足らずの秩序警察官と 31,500 人強の治安警察官がいた。その下の現地補助警察は 42 年末までに 30 万人に増加した。現地部隊の指導に限定できたドイツ人警察官は現地警察官に依存していたことが明らかであろう。イデオロギー面でも、東部占領地域での秩序警察の任務は、「新規占領地域の保安警察上の平定」という目標におかれた。反ユダヤ主義と反ボルシェヴィキ、さらに人種的主張が融合された敵像がユダヤ人の大量殺害へと発展したのは、まさにこの目標であった。<sup>(68)</sup>

組織的にみれば、機動警察大隊は、各警察連隊のみならず各特別行動部隊をも配下においた上級 SS・警察指導者の指令下に入った。対ソ戦では特別行動部隊と秩序警察の機動警察大隊は協力していた。しかし重要な点は、機動警察大隊が、偵察・平定・押収・収容所の監視、さらにはユダヤ人殺害という任務において未知の世界におり、パルチザンの脅威を感じ、現地住民に対しては不信任を抱いていたということである。それゆえ、味方に犠牲者が出ると機動警察大隊の隊員たちは一層、野蛮と化した。行為者自身が「野蛮な殺戮」と表現したほどであり、またユダヤ人虐殺も日常化し

---

und abgebrannt'. Sicherheitspolizei und 'Bandenkampf' in der besetzten Sowjetunion", in: *Die Gestapo im Zweiten Weltkrieg*, S.504; Christoph Dieckmann: "Die Zivilverwaltung in Litauen", in: *Täter im Vernichtungskrieg. Der Überfall auf die Sowjetunion und der Völkermord an den Juden*, hrsg.v. Wolf Kaiser, Berlin/München 2002, S.100 ff. 芝『武装親衛隊とジェノサイド』, 97 頁以下。

(67) Kenkmann: "Vom Ordnungshüter zum Ordnungspartner", S.45 f.; Schmidt: *Schützen und Dienen*, S.424 f.

(68) Wilhelm: *Die Polizei im NS-Staat*, S.158 f.; Jürgen Matthäus: "Die Beteiligung der Ordnungspolizei am Holocaust", in: *Täter im Vernichtungskrieg*, S.175, 178. Christopher R. Browning: *Ganz normale Männer. Das Reserve-Polizeibataillon 101 und die «Endlösung» in Polen*, Reinbek bei Hamburg 1996 (1992<sup>1</sup>) 邦訳『普通の人々——ホロコーストと第 101 警察予備大隊』谷喬夫訳 (筑摩書房, 1997 年), Daniel Jonah Goldhagen: *Hitler's Willing Executioners, Ordinary Germans and the Holocaust*, New York 1996 邦訳『普通のドイツ人とホロコースト——ヒトラーの自発的死刑執行人たち』望田幸男監訳 (ミネルヴァ書房, 2007 年)。

ていった。<sup>(69)</sup>

SS・警察機構のドイツ人スタッフは占領地域について無知であるにもかかわらず、自分たちは「支配の人間」ないし指導の人間だとする不遜な態度をとっていた。こうした偏見と反ユダヤ主義・反ボルシェヴィズムが「人間以下の人間の絶滅と選別除去」を实践するイデオロギーを形成した。こうしたイデオロギーをもったドイツ人スタッフは、現実に粗暴なふるまいをすることによってしか優越感を味わえなかった。こうして、1942年夏以降の武装集団やパルチザンの拡大を背景に、現実的に脅威を感じつつ、東部占領地域の現実からかけ離れた認識をもった警察部隊は、軍事的対抗措置とともに暴力と殺害に依拠した残忍なやり方で支配を实践した。<sup>(70)</sup>ドイツ・ライヒ内での支配の不安定性、占領地域での支配の不確実性に立脚して、他民族への優越感をもったドイツ人SS・警察機構のスタッフは外敵脅威に対し過剰反応し、同時に敵像と結びついて構想した予防的暴力を行使したのである。<sup>(71)</sup>

## VI 結論的考察

以上、ナチス・ドイツの警察機構とその実践を住民支配との関係において考察してきた。戦後ドイツにおける警察をも展望しつつ、本稿での結論的考察をおこないたい。

第一は、ナチス・ドイツの警察機構の成立と展開を考察することによって、既存の国家機構の外から、国家装置ではないナチ党組織たるSSが国家機構に入り込み、それが国家機構の構造を変え、警察機構と融合させつつ、国家行政の影響から逃れた機構に転換したことが明らかとなる。

歴史的にみると、19世紀のドイツ（プロイセン）警察は、国家権力を問題視する社会勢力の撲滅をめざす機構であると同時に、人々の生活世界に介入する福祉国家的な制度組織でもあり、抑圧的な機構と政治行政の混合物であった。警察が危険防止という限定的な執行機構への方向をとるのは、19世紀も終わりになってからである。しかし同時に、遺伝学を含む「科学的」刑事政策と刑事警察を核とする「予防的警察」への転換がはじまった。近代的な規律化を超える転換を意味するものであった。それは社会関係の警察化＝警察の現代化であった。ヴァイマル期には国家は左翼と右翼陣営からの政治的攻撃にさらされ、窃盗や暴力犯罪が日常的でもあった。市民層からは日常的秩序維持が切望されていたが、警察は住民の期待を全うできず、ヴァイマル末期には街頭でのデモや政治集会が日常茶飯事となり、こうした事態に対し警察は無力であった。

(69) Hölzl: “Buer und Belzec”, S.264 ff., 266 ff., 269 f.

(70) Hölzl: “Buer und Belzec”, S.281 ff.; Bernhard Chiari: “Deutsche Herrschaft in Weißrußland. Überlegungen zum lokalen und historischen Umfeld”, in: *Täter im Vernichtungskrieg*, S.146 ff., 151, 154.

(71) Vgl. Mallmann: “Aufgeräumt und abgebrannt”, S.507 f., 517; Mallmann/Paul: “Die Gestapo”, S.642 ff.

国家機構との関連で見れば、ナチスはヴァイマル期の国家の暴力独占を破壊しようとする動きであった。このナチスが国家機構の「外から」、国家の暴力独占機構の中に入ってきたのである。ナチスは党組織である SS を警察機構に融合させ、かつ、SS・警察機構を国家行政機構の統制から脱却させた。実際に国家機構の一部でありながら、国家機構の規制から免れ、自らが自らの中で主権者である権力空間、国家制度の中で独自の権限をもつ制度組織へと展開した。この SS と警察の関係は、ヴェーバーの「国家の暴力独占」の社会学的概念の狭さを示している。ナチス・ドイツにおける国家権力は既存の国家権力の構造をはみ出す性格をもち、ナチス・ドイツの特殊性を明示するものである。

しかし第二に、現代の監視社会化、社会関係の警察化という現象は、歴史的には、19世紀から20世紀の世紀転換期における科学的な「予防的措置」への刑事警察の転換に見出せる。その直接的根源はナチ期にあったわけではない。ナチ期において「予防的措置」がラディカルに展開したのである。この点を明確にするために、まずは戦後のドイツ警察の変化を概観しておこう。

1945年以降、占領軍政は、安寧と秩序の維持を超えるドイツ警察の行政・福祉警察的権限を批判の対象とした。警察は「脱警察化」・「民主化」されて、安寧の確立と維持という狭義の警察任務の遂行に制限された。届出・営業・建築警察のような秩序領域は警察とは別の国家行政機構として制度化されることとなったのである。<sup>(72)</sup>しかし、(西)ドイツの戦後警察においては警察官の数も増加し、また警察密度も上昇した。のみならず、とりわけ60年代後半以降、警察においても技術革新が進行した。しかしこうした展開にもかかわらず、犯罪は増加し、さらに学生反乱やテロルあるいは麻薬問題が治安・保安問題として論議されるまでになった。こうして新しい警察装備が必要とされ、警察実践の転換がもたらされることとなった。<sup>(73)</sup>その一方で福祉国家的な課題の増大に応じて、その実践のために福祉行政は警察強制を必要とした。危険防止を超えて警察の「積極化」とでもいいうる現象が生じたのである。こうした現象は住民の不安感の現れである。90年代には警察実践においても「予防的」な監視と排除が中心となり、行政も一層警察力に依存するようになり、同時に物理的暴力の専門化がさらに進行した。<sup>(74)</sup>

---

(72) Knemeyer: „Polizei“, S.895 ff.; Funk u.a.: *Verrechtlichung und Verdrängung*, S.187 f.; Lüdtke: “Zurück zur ‘Policey’?”, S.33 ff.; Gerhard Fürmetz/Herbert Reinke/Klaus Weinbauer: “Nachkriegspolizei in Deutschland. Doppelte Polizeigeschichte 1945–1969”, in: *Nachkriegspolizei. Sicherheit und Ordnung in Ost- und Westdeutschland 1945–1969*, hrsg.v. dies., Hamburg 2001, S.10 f.

(73) Fürmetz/Reinke/Weinhauer: “Nachkriegspolizei”, S.15; Funk u.a.: *Verrechtlichung und Verdrängung*, S.179 ff.

(74) Funk u.a.: *Verrechtlichung und Verdrängung*, S.189 f.; Lüdtke: “Zurück zur ‘Policey’?”, S.33 ff.

こうした現代の状況を、ドイツの警察の長期的な歴史的変化の中でみてみよう。ドイツ（プロイセン）のポリツァイは危険防止と福祉行政という両面をもっていた。ドイツの警察は近代化＝法制化されたとはいえ、<sup>(75)</sup> 19世紀末には、警察的な措置と福祉国家的な政策とによって秩序維持を図るだけでなく、近代的規律化措置を超えて科学的に実践する「予防的警察」が誕生した。この科学的に実践する「予防的警察」は、危険防止と福祉行政の再融合を意味する。その後この「予防的警察」はナチ期により過激な形で実践され、1960年代末以降に再び登場した。21世紀現在の先進諸国においてみられる監視社会化現象は、まさにこの「予防的警察」、社会関係の「警察化」を意味する。<sup>(76)</sup> アイロニカルに言えば、警察の「近代化」は、遅れたドイツの「非近代的」な警察にその歴史的根源を見出すことができるのかもしれない。

ナチス・ドイツの特殊性は、国家の暴力独占がさまざまな「共同体異分子」を大量に殺害し、国家テロルと「現場」での大衆の暴力性が結合したところにある。しかし注目すべき点は、こうした警察の実践の中心には、西欧諸国に共通する秩序モデルが存在したことである。秩序の正統な番人を自認する警察は、無秩序を排除するために暴力を行使した。ナチ期において警察は、社会の「秩序維持」のために、暴力的介入によって「共同体異分子」を「予防的」に排除するまでにいたったのである。<sup>(77)</sup>

しかし、なぜナチス・ドイツは秩序維持を超えて、「共同体異分子」の予防的排除にまで突き進んだのだろうか。それはナチス・ドイツの特殊性に求められるのであろうか。<sup>(78)</sup> 本稿での第三の結論は、これはナチス・ドイツの特殊性ではなく、ナチスによる住民支配のあり方に関係していたということである。

ナチ期に警察は危険防止の機能を全うし、少なからぬ市民層が街頭で秩序と規律の復活を喜び、警察は住民の協力に依拠できたかもしれない。<sup>(79)</sup> しかしその一方で、住民そのものが抑圧され、監視される危険性は現実化した。しかし労働者・社会下層は、ナチ体制に従順になったわけではなかった。戦時期になるとナチ体制への態度は体制批判的になり、ナチ体制の支配そのものが問題視されるまでになった。ナチ国家指導部はこうした住民の体制批判的態度を配慮せざるをえなくなった。

(75) Funk u.a.: *Verrechtlichung und Verdrängung*, S.214 ff.

(76) Lüdtke: “Zurück zur ‘Policey’?”, S.31; Christian Geulen: *Wahlverwandte. Rassendiskurs und Nationalismus im späten 19. Jahrhundert*, Hamburg 2004, S.373 ff. 矢野久「〈ナチズムのなかの20世紀〉——総括と展望」川越修・矢野久編『ナチズムのなかの20世紀』（柏書房、2002年）、325頁以下。

(77) Peukert: *Max Webers Diagnose*, S.67 ff. 邦訳『ウェーバー』、128頁以下。Lüdtke: “Zurück zur ‘Policey’?”, S.32.

(78) Peukert: *Max Webers Diagnose*, S.118. 邦訳『ウェーバー』、226頁。

(79) Gellately: *Hingschaut*, S.355 ff. 邦訳、307頁以下。Bessel: “Die ›Modernisierung‹ der Polizei”, S.381 f.

しかし、そもそもナチスの政策の重点は、国内支配の安定性を確保することにおかれていた。ナチスの特殊な暴力性は、「社会帝国主義的な」政策が反共産主義的・人種的・反ユダヤ主義的民族虐殺と結合し、民族虐殺を社会政策・経済政策上の目標実現のための出発点にしたことから生じたが、その主要な根源的目的はドイツ人住民をナチ体制に統合することにあった。ナチスの国内支配が脆弱であり、それを前提に社会帝国主義的対外侵略を遂行した。前線が東方へ移動するにつれ、東部占領地域での支配はSS・警察の権限下におかれた。住民の眼にみえるところでSS・警察的な権力行使が実行され、ドイツに対抗する諸民族の連帯を弱体化させるために、ナチスの「人種ヒエラルキー」構想に立脚した民族排斥が実践されたのである。<sup>(80)</sup>

非合意の社会的秩序が反体制的になり、支配秩序が危うくなりうるという危機意識から、予防的措置が講じられた。この予防的対抗措置は即刻の逮捕・収容所への収容という形で現象した。ドイツ人は支配機構の中にいることで占領地域住民よりも上に位置し、支配者として存在することによって、自己の存在を創出し同時に自覚する措置を講じた。

ドイツ本国の人々の態度と行為は戦時も後半期になると体制批判的なものとなり、ナチ国家指導部は体制に順応しない人々、さらに民族的に価値の低いとみなした者を強制収容所へ即収容し、剥き出しの暴力行使と虐殺によって対応した。密告は体制への合意ではなく、孤立化された人々がこうした暴力行使の結果、疑心暗鬼、不安になったがゆえに生じた現象である。<sup>(81)</sup>しかし、体制への人々の順応はこうした暴力行使によっては確保されず、暴力行使はよりラディカルになっていった。ナチ支配の不安定性を前提にして、この不安定性を解消するために抑圧的な政策が策定され、権力が暴力的に行使された。ドイツ人と外国人を区別し、外国人をさらに区別することによって、連帯形成を阻止し、住民を分断することによって、不安定な支配を暴力的に相殺し、支配を貫徹しようとした。占領地域においてもSS・警察的支配が重要な役割を果たし、その暴力独占の利用も徹底的であった。特別行動部隊から秩序警察の警察大隊、さらに占領地域住民の補助警察にいたるSS・警察機構が存在した。この警察機構の権力行使のあり方は、ドイツ人の機構が脆弱であったがゆえに、暴力的圧力によって特徴づけられる。それは住民の批判的態度と行動に根拠をもち、支配が不安定かつ脆弱であったがゆえに、暴力独占のテロルの行使をもたらし、ますます住民の批判的反応をもたらした。これは暴力の悪循環、螺旋的な過程であった。

日本は憲兵制度と特高警察に依拠しつつ、行政警察さらには大政翼賛会や隣保組織を媒介として人々の日常的世界に入り込むだけの支配の余裕を保持し、国内での支配の相対的安定性を確保しえ

---

(80) Karl Heinz Roth: “Sozialimperialistische Aspekte der Okkupationspolitik: Strategien und Aktivitäten der ‘Deutschen Arbeitsfront’ (DAF)”, in: *Faschismus und Rassismus. Kontroversen um Ideologie und Opfer*, hrsg.v. Werner Röhr, Berlin 1992, S.356, 360, 374 f.; Werner Röhr: “Zusammenhang von nazistischer Okupationspolitik in Polen und dem Völkermord an den polnischen Juden”, in: *Faschismus und Rassismus*, S.307, 312, 316.

(81) Gellately: *Hingeschaut*, S.361 ff. 邦訳, 312 頁以下。

た。これを前提として日本は、朝鮮半島ならびに満州国において本国と同様に憲兵・警察とならんで行政機構と隣保組織の実践を基礎にして人々の日常的世界へ介入しようとした。その成果いかんにかかわらず、この日常的世界との接触の仕方が「相対的に」安定した支配を含意していた。この日本の国内・植民地支配と比較すると、ナチス・ドイツの住民支配のあり方はナチ支配の「相対的」脆弱性を示している。この支配の脆弱性をSS・警察の大量虐殺にまでいたる徹底した暴力行使によって解消しようとしたところに、ナチスの暴力実践の特徴がある。ナチ期には、警察は「秩序維持」のために暴力的介入によって共同体異分子を予防的に排除するまでにいたった。しかしそこまで国家の暴力性が顕著になったのは、権力構造と警察機構のナチス的特殊性でも、またドイツ史の特殊性でもなく、住民支配のあり方、その脆弱性によるものである。換言すれば、近代国家においては、住民支配のあり方によっては暴力的になる可能性が同じように存在していたということである。現代の先進諸国においては、予防的警察が支配秩序維持のために暴力的になる可能性があり、その現実性も少なからず存在する。

(経済学部教授)